

主な議案

第1次計画を昭和46年に策定、その後10年毎に計画が立てられ、第4次が22年度で終了となる。第5次は23年度からの10ヶ年の町の方向性を定める。計画は、基本構想・基本計画・実施計画の3層で構成。これ迄の計画では予算と連動されておらず、目標値の設定もなかった。これらの点を改善し、進める方針であることを重視し、議案の付託は総務文教常任委員会であるが、3常任委員会で連合審査を行うこととなった。

※連合審査

案件の付託を受けた委員会が、他の関連する委員会と合同で審査のための会議を開くこと。案件に対する意志決定は、付託された委員会で行われる。

町の将来像計画策定

第5次志免町総合計画

予算と連動させ進捗状況を知らせる
賛成多数で可決

議決は基本構想のみ 賛成11・反対4

【賛成】 堤・助村・丸山・吉住・牛房・大西・西川・吉田・熊本・二宮・末藤

【反対】 大熊・池邊・稲永・大林

第1次計画を昭和46年に策定、その後10年毎に計画が立てられ、第4次が22年度で終了となる。第5次は23年度からの10ヶ年の町の方向性を定める。

計画は、基本構想・基本計画・実施計画の3層で構成。

これ迄の計画では予算と連動されておらず、目標値の設定もなかった。

これらの点を改善し、進める方針であることを重視し、議案の付託は総務文教常任委員会であるが、3常任委員会で連合審査を行うこととなった。

総務文教委員会で

一部修正を行い

全員賛成で可決

基本理念に「議会」という文言を加筆

と

この計画は志免町の将来 都市像の実現に向けての指 針となるもので、研究会に は住民約30人が参画、町民 意識調査、中学生へのアンケート調査も行われ、一年 をかけ策定された。

委員会では、連合審査時の意見、質疑の内容を踏まえ精査した。

人口減少、高齢化、緊縮財政など厳しい行政運営の中で、「人」をまちづくりの根幹に据え、協働で進めるとしている。

右肩上がりの拡大から縮小へ時代が変化し、施策論議も厳



▲連合審査の様子

町の憲法 条例

「吉原地域活性化委員会設置条例」

賛成多数で可決

賛成14・反対1

【賛成】 堤・助村・丸山・吉住・池邊・牛房・大西・西川・吉田・稲永・大林・熊本・二宮・末藤

【反対】 大熊



▲吉原地域の田園風景

平成9年に締結された吉原環境を守る会・吉原町内会・水鉛町内会との浄化センターに関する協定書に基づき、吉原地域活性化整備基金で整備を行う。

整備を円滑に推進するため、委員を委嘱する。

活性化基金は、平成9年度から平成18年度まで、10年間毎年2000万円を積立て今年4月1日現在で、総額2億104万円になっている。

この基金を吉原地域活性化に向け、有効活用するために必要な調査研究を行う。

建設常任委員会

全員賛成で可決

支障はないか、

問題は発生しないかと危惧

委員会審査を行うにあたり、吉原地域・農区・町内会(吉原・水鉛)、環境を守る会などの方々に、支障はないか、問題が発生しないかを確認するため執行部と協議。協定書は守らなければならない。問題がおこらないよう努力する旨の回答を得た。

条文の中で、言葉足りずの箇所も見受けられるが、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとなっている。全員賛成で可決。

条例概要

- ・委員会は委員15人以内で次に掲げる者
 - ①吉原地域の住民 11人
 - ②識見を有する者 1人
 - ③その他町長が必要と認めたもので組織する。
- ・委員の任期は2年。
- ・委員会の運営は、委員長が委員会に諮る。
- ・この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- ・条例は、公布の日から施行する。